選 択 約 款 変 更 届 出 書

客営計　第28号
平成25年１月31日

経済産業大臣　茂　木　敏　充　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成25年４月１日

別　紙

低 圧 高 負 荷 契 約

（選　択　約　款）

中国電力株式会社

Ⅰ　本　　則

1　目　　的

この選択約款は，負荷の平準化を促進し，電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2　選択約款の届出および変更

（1）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（2）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（3）　当社は，電気供給約款（平成25年１月31日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

3　適 用 範 囲

お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合で，原則として，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（1）　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

（2）　６（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上であり，かつ，50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4　供給の単位

当社は，原則として，１需給契約につき，２供給電気方式，２引込みおよび

２計量をもって電気を供給いたします。

５　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

６　契 約 電 力

契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

（１）　電灯または小型機器の基準電力

イ　電灯または小型機器の基準電力は，原則として供給約款の従量電灯Ｂの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

ロ　別表１（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，基準電力は，原則として，次の（イ）によってえた値に0.4を乗じてえた値が（ロ）によってえた値以上となる場合は，（イ）によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

（イ）によってえた値＋（ロ）によってえた値×0.1

（イ）　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｂの契約容量決定方法に準じてえた値

（ロ）　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお，（イ）および（ロ）によってえた値は，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

（２） 動力の基準電力

動力の基準電力は，供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

７ 季節区分

季節区分は，次のとおりといたします。

（１） 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

（２） その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

８ 料　　金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし，供給約款27（料金の算定）（１）イの場合で，需給契約が消滅したときに11（その他）（１）により日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

（１） 早収料金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたも

のとし，別表３（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,438円50銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	15円17銭	13円86銭

ハ　力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表４（加重平均力率の算定）（３）によりえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表４（加重平均力率の算定）（１）または（２）により算定いたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（２） 遅収料金

遅収料金は，早収料金にその３パーセントを加えたものといたします。

９ 使用電力量の計量

（１） 使用電力量の計量は，原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合，それぞれの使用電力量の計量は，供給約款26（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

（２） 当社は，（１）で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

10 契 約 期 間

契約期間は，次によります。

（１） 契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

（２） 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（３） 契約期間満了に先だって，原則として供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕もしくはファミリータイム〔プランⅡ〕および供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

11 そ の 他

（１） 供給約款28（日割計算）に定める事項については，供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。

（２） この選択約款の適用を受けるお客さまは，供給約款の定額電灯，従量電灯もしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータイム〔プランⅡ〕もしくは低圧季節別時間帯別電力を

あわせて契約することはできません。

（３） その他の事項については，供給約款の従量電灯Ｂまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

（４） この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ　実施細目

1　適用範囲

（1）　この選択約款から供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕もしくはファミリータイム〔プランⅡ〕および供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季節別時間帯別電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，この選択約款を適用いたしません。

（2）　本則６（契約電力）（１）の電灯または小型機器の基準電力もしくは本則６（契約電力）（２）の動力の基準電力が，50キロワット以上となる場合は，この選択約款を適用いたしません。

2　契約電力

（1）　お客さまと当社との協議により，使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が供給約款17（従量電灯）（１）イ（イ）に該当する場合には，その最大需要容量にもとづき本則６（契約電力）（１）イの値を定めます。

なお，最大需要容量は，従量電灯Ａに準じてえた値といたします。

（2）　夜間蓄熱式機器を使用される場合で，夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が供給約款17（従量電灯）（１）イ（イ）に該当するときには，本則６（契約電力）（１）ロ（イ）の値は，その最大需要容量にもとづき（１）に準じて定めます。

3　夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

（1）　夜間蓄熱式機器とは，別表１（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

（2）　別表１（夜間蓄熱式機器）（１）の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　（３）の場合で，当社が夜間時間以外の時間または毎日午前１時から午前６時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

（３）　特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，当社は，夜間時間以外の時間または毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

（４）　夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

（５）　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

４　そ　の　他

（１）　夜間時間以外の時間または毎日午前１時から午前６時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）（１）の区分装置として取り扱うものといたします。

（２）　供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

（３）　お客さまが，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満

たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，供給約款の従量電灯および低圧電力として，供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

附　　則

1　実 施 期 日

この選択約款は，平成25年４月１日から実施いたします。

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

お客さまが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）附則第９条第１項に定める電気の使用者に該当する場合で，当社にその旨を申し出ていただいたときは，この選択約款実施の日から平成25年４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）にかかわらず，零円といたします。

別　　表

1　夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは，次のいずれにも該当するものをいいます。

（1）　主として夜間時間（毎日午後11時から翌日午前８時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。

（2）　（1）の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第16条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の３月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端

数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の３月の検針日から翌年の３月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第３項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

３　燃料費調整

（１）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.1543

β ＝0.1322

γ ＝0.9761

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価}=(26{,}000\text{円}-\text{平均燃料価格})\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り，かつ，39,000円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価}=(\text{平均燃料価格}-26{,}000\text{円})\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

平均燃料価格は，39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価}=(39{,}000\text{円}-26{,}000\text{円})\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整

単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	23銭4厘

（３）　燃料費調整単価等の掲示

当社は，（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

４　加重平均力率の算定

（１）　電灯または小型機器の力率は，l00パーセントといたします。

（２）　動力の力率は，次のとおりといたします。

イ　供給約款20（低圧電力）（４）イに準じて動力の基準電力を算定する場合は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，供給約款別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\underset{\text{パーセント}}{100} \times \begin{pmatrix}\text{電熱器}\\ \text{総容量}\end{pmatrix} + \underset{\text{パーセント}}{90} \times \begin{pmatrix}\text{力率90パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{pmatrix} + \underset{\text{パーセント}}{80} \times \begin{pmatrix}\text{力率80パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{pmatrix}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

ロ　供給約款20（低圧電力）（４）ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

（３）　加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\left(\begin{array}{c}\text{（１）の力率}\\ \text{（パーセント）}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{電灯または小型}\\ \text{機器の基準電力}\end{array}\right) + \left(\begin{array}{c}\text{（２）の力率}\\ \text{（パーセント）}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{動 力 の}\\ \text{基準電力}\end{array}\right)}{\text{契　約　電　力}}$$

電気事業法施行規則第26条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容

３　料金の算定説明

中国電力株式会社

1　変更を必要とする理由

当社は，電気供給約款が平成25年１月31日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成24年６月20日届出の低圧高負荷契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

２　選択約款の変更の内容

（１）　電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

（2） 新旧料金率比較表

現　行　料　金			改　定　料　金		
区　　分	単 位	早収料金率	区　　分	単 位	早収料金率
		円 銭			円 銭
基 本 料 金	1kW	1,438.50	基 本 料 金	1kW	1,438.50
電力量料金			電力量料金		
夏季料金	1kWh	15.11	夏季料金	1kWh	15.17
その他季料金	〃	13.80	その他季料金	〃	13.86

（注）現行料金および改定料金の「早収料金率」は，燃料費調整単価を含まない。

（３） 新旧燃料費調整比較表

現行料金				改定料金			
区分		単位	価格または料金率	区分		単位	価格または料金率
平均燃料価格	基準値	1kℓ	円 26,000	平均燃料価格	基準値	1kℓ	円 26,000
	調整の上限価格	1kℓ	39,000		調整の上限価格	1kℓ	39,000
基準単価		1kWh	円 銭厘 0.234	基準単価		1kWh	円 銭厘 0.234

３　料金の算定説明

料金率は，「租税特別措置法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第16号）附則第43条第２項にもとづく石油石炭税の増加を反映して算定いたしました。